

件名

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	目次
改正前	目次

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たし、かつ、同条第三項の規定に該当する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 「略」

（延滞エクスポージャー）

第四十二条 第二十七条から前条まで（第三十九条を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー（次項から第四項まで及び次条において「延滞エクスポージャー」という。）のうち、適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。）の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。

「表略」

「一〇三 略」

「二〇四 略」

5 第一項において、標準的手法採用組合は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じたこと及び第一項第三号に規定する三月以上当該限度額を超過することに係る判定の基準として、三月

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 「同上」

（延滞エクスポージャー）

第四十二条 第二十七条から前条まで（第三十九条を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー（次項、第四項及び次条第一項において「延滞エクスポージャー」という。）のうち、適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。）の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。

「同上」

「一〇三 同上」

「二〇四 同上」

5 第一項において、標準的手法採用組合は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る判定の基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

以上に代えて九十日超を用いることができる。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

第四十三条 「略」

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは「第四十二条第一項各号」と、同条第五項中「第一項において」とあるのは「第四十三条第一項において」と、「第一項第三号」とあるのは「第四十二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(計算方法)

第七十九条 標準的手法採用組合は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合には、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + 0.4 \times \text{ネット・エクスプージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスプージャー} / \sqrt{N}) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これ

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

第四十三条 「同上」

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは「第四十二条第一項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

(計算方法)

第七十九条 「同上」

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + 0.4 \times \text{ネット・エクスプージャー} + 0.6 \times (\text{グロス・エクスプージャー} / \sqrt{N}) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これ

に類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の合計額

ΣCは、当該複数のレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方から受領している資産の時価の合計額

ネット・エクスポーザーは、 $\sum (Es \times Hs)$ により算出される額の絶対値

グロス・エクスポーザーは、 $\sum (Es \times |Hs|)$ により算出される額

$\sqrt{N}$ は、ネットイング・セットに含まれる証券の数を指すNの平方根（ただし、Esがネットイング・セット内の最大のEsの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない。）

Esは、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値

Hsは、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の場合にあつては当該証券に適用すべきボラテイルティ調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあつては当該証券に適用すべきボラテイルティ調整率にマイナスを乗じた値

$|Hs|$ は、Hsの絶対値

Enは、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

Hfxは、エクスポーザーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイルティ調整率

（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない法的に有効な相対ネットイング契約下にある対象証券

に類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の合計額

ΣCは、当該複数のレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方から受領している資産の時価の合計額

ネット・エクスポーザーは、 $\sum (Es \times Hs)$ により算出される額の絶対値

グロス・エクスポーザーは、 $\sum (Es \times |Hs|)$ により算出される額

$\sqrt{N}$ は、ネットイング・セットに含まれる証券の数を指すNの平方根（ただし、Esがネットイング・セット内の最大のEsの値の十パーセント未満の証券は、Nの数に含めない。）

Esは、証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値

Hsは、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が正の場合にあつては当該証券に適用すべきボラテイルティ調整率、証券ごとのネット・ポジションの時価の符号が負の場合にあつては当該証券に適用すべきボラテイルティ調整率にマイナスを乗じた値

$|Hs|$ は、Hsの絶対値

Enは、通貨ごとのネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

Hfxは、エクスポーザーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイルティ調整率

（適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない法的に有効な相対ネットイング契約下にある対象証券

金融取引)

第八十三条 包括的手法を用いる標準的手法採用組合は、相対ネットイング契約下にある対象証券金融取引において、ネットイング・セットごとに計算する第一号に掲げる算式により算出される値が第二号に掲げる算式により算出される値を下回る場合には、当該ネットイング・セットに対して適格金融資産担保（前条第二項の表に掲げるものに限る。）を信用リスク削減手法として用いないものとする。この場合において、当該対象証券金融取引に対して期待エクスポージャー方式を用いるときは、ネットイング・セットの与信相当額の算出に適格金融資産担保（同項の表に掲げるものに限る。）を勘案しないものとする。

$$1 - \frac{(\sum_t C_t - \sum_s E_s)}{\sum_s E_s}$$

$\sum_t C_t$ は、ネットイング・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジジョンでは借入れとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$\sum_s E_s$ は、ネットイング・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジジョンでは貸付けとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$$11 \left[\left(\frac{\sum_s \left(\frac{E_s}{1+i_s} \right)}{\sum_s E_s} \right) / \left(\frac{\sum_t \left(\frac{C_t}{1+i_t} \right)}{\sum_t C_t} \right) \right] - 1$$

金融取引)

第八十三条 「同上」

$$1 \quad [\text{四}4]$$

$\sum_t C_t$ は、ネットイング・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジジョンでは借入れとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$\sum_s E_s$ は、ネットイング・セットに含まれるレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジジョンでは貸付けとなる証券又は現金の取引額の合計額（次号において同じ。）

$$11 \quad [\text{四}4]$$

E_s は、ネットインング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる特定の証券又は現金の取引額

f_s は、ネットインング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイリティ調整率の標準的下限（ただし、現金又は中央政府等の債券の場合は零とする。）をいう。

C_t は、ネットインング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる特定の証券又は現金の取引額

f_t は、ネットインング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイリティ調整率の標準的下限（ただし、現金の場合は零とする。）をいう。

2 [略]

(デフォルトの定義)

第百八十一条 [略]

[2~4 略]

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、延滞又は同項第三号に規定する限度額の超過に係る判定において、次の各号に掲げる月数の長さの区分に応じ、当該各号に

E_s は、ネットインング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる特定の証券又は現金の取引額

f_s は、ネットインング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは貸付けとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイリティ調整率の標準的下限（ただし、現金又は中央政府等の債券の場合は零とする。）をいう。

C_t は、ネットインング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる特定の証券又は現金の取引額

f_t は、ネットインング・セットに含まれるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において、ネット・ポジションでは借入れとなる証券又は現金の前条第二項に規定するボラテイリティ調整率の標準的下限（ただし、現金の場合は零とする。）をいう。

2 [同上]

(デフォルトの定義)

第百八十一条 [同上]

[2~4 同上]

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる延滞の月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数をデフォルト事由の判定に用いることができる。

定める日数を用いることができる。

「一・二 略」

(トレーディング・デスクの要件)

第二百四十六条の九の三 「略」

2 「略」

3 トレーディング・デスクの要件は、次に掲げるものとする。

「一〇九 略」

十 一週間に一回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書（次に掲げるものを含む。）が作成されていること。

イ 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。）による定期的な検証が行われ、その結果に基づき必要な修正がされたものを含む。）

ロ 「略」

十一 「略」

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百四十六条の十一の五 「略」

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一〇五 略」

六 代理変数の利用に当たっては、対象となる金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質を適切に反映し、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又

「一・二 同上」

(トレーディング・デスクの要件)

第二百四十六条の九の三 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇九 同上」

十 「同上」

イ 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。）により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。）

ロ 「同上」

十一 「同上」

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百四十六条の十一の五 「同上」

2 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

はロに定める要件を満たすこと。

イ 「略」

ロ 期待ショート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベシスを特定し、当該ベシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに適切に分類してマーケット・リスク相当額を計算している場合は、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをリスク理論損益に反映すること。ただし、当該分類が適切に行われていない場合には、代理変数のリスク・ファクターをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

〔1〕・〔2〕 略〕

額) (カーベチャ－・リスクに対するマーケット・リスク相当

第二百四十六条の十五の五 「略」

〔2〕・〔3〕 略〕

4 第二項のリスク・ファクター α のデルタ・リスクの感応度 (S_{ik}) は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一〕・〔二〕 略〕

〔5〕・〔7〕 略〕

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)

第二百四十六条の十五の六 「略」

イ 「同上」

ロ 期待ショート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベシスを特定し、当該ベシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに分類すること。この場合において、当該ベシスがモデル化可能リスク・ファクターに分類されたときは、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

〔1〕・〔2〕 同上〕

額) (カーベチャ－・リスクに対するマーケット・リスク相当

第二百四十六条の十五の五 「同上」

〔2〕・〔3〕 同上〕

4 前項のリスク・ファクター α のデルタ・リスクの感応度 (S_{ik}) は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一〕・〔二〕 同上〕

〔5〕・〔7〕 同上〕

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)

第二百四十六条の十五の六 「同上」

2 前項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。	3 「略」
(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)	第二百四十六条の十八の六 「略」
2 「略」	2 「略」
3 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクタ間の相関係数(ρ_{ij})は、バケット番号1から13まで(バケット番号11を除く。)のいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	一 次に掲げる要件の全てを満たす場合 九十九・九パーセント
「イ・ロ 略」	二 「略」
三 次に掲げる要件の全てを満たす場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。	「イ・ロ 略」
「4・5 略」	(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)
2 前項の規定により算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。	3 「同上」
(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)	第二百四十六条の十八の六 「同上」
2 「同上」	2 「同上」
3 「同上」	一 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合 九十九・九パーセント
「イ・ロ 同上」	二 「同上」
三 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。	「イ・ロ 同上」
「4・5 同上」	(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十八の七 「略」

〔2・3 略〕

4 前項の算式中 $\rho_{kt}^{(cty)}$ 、 $\rho_{kt}^{(tenor)}$ 及び $\rho_{kt}^{(basis)}$ は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一・二 略〕

三 $\rho_{kt}^{(basis)}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 「略」

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント

〔5・6 略〕

（ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関）

第二百四十六条の十九 「略」

〔2・5 略〕

6 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるバケット間の相関係数 (Y_{bc}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

〔一・三 略〕

四 証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスク

第二百四十六条の十八の五第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

〔五・七 略〕

第二百四十六条の十八の七 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント

〔5・6 同上〕

（ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関）

第二百四十六条の十九 「同上」

〔2・5 同上〕

6 「同上」

〔一・三 同上〕

四 証券化商品（非CTP）に係る信用スプレッド・リスク

第二百四十六条の十八の五第六項の規定を準用する。
この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。ただし、第一項第四号の規定による分類におけるバケット番号25とバケット番号25以外のバケット番号との間の相関係数 (Y_{bc}) は、百パーセントとする。

〔五・七 同上〕

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)	第二百四十六条の十九の二 「略」	2 「略」	3 各リスク・クラスのカベチャー・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 (ρ_{kt}) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めた値を二乗した値とする。	一 「略」	二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 次のイ又はロに掲げる第一項第二号の規定により分類したバケットの区分に応じ、当該イ又はロの場合に応じた値とする。	イ 「略」	ロ バケット番号 <u>17</u> 又は <u>18</u> 第二百四十六条の十八の三	第五項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kt}^{(name)}$ の値	「三ゝ六 略」	「4・5 略」	(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)	第二百四十六条の二十 「略」	2 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。	「一・二 略」	三 証券化商品 (CTP) における非証券化商品によるヘッ
(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)	第二百四十六条の十九の二 「同上」	2 「同上」	3 「同上」	一 「同上」	二 「同上」	イ 「同上」	ロ バケット番号 <u>16</u> 又は <u>17</u> 第二百四十六条の十八の三	第五項第一号の規定を準用して算出した $\rho_{kt}^{(name)}$ の値	「三ゝ六 同上」	「4・5 同上」	(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)	第二百四十六条の二十 「同上」	2 「同上」	「一・二 同上」	三 証券化商品 (CTP) における非証券化商品によるヘッ

ジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を算出の対象とすること。この場合において、当該非証券化商品によるヘッジについては、非証券化商品におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額に含めないこと。

〔四〇六 略〕

別表第一（第二百四十九条第二項関係）

B I C の各構成要素の用語の意義		
B I C の構成要素	損益計算書又は貸借対照表における項目	一般的 な内容 一般的 な小分類
〔略〕		
F C	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益	〔略〕
〔略〕		

〔（注１）・（注２） 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

ジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出を要しないこと。

〔四〇六 同上〕

別表第一（第二百四十九条第二項関係）

B I C の各構成要素の用語の意義		
B I C の構成要素	損益計算書又は貸借対照表における項目	一般的 な内容 一般的 な小分類
〔同左〕		
F C	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益	〔同左〕
〔同左〕		

〔（注１）・（注２） 同左〕